第33回議会運営委員会

と き 平成29年3月7日 (火) 本会議開会前 ところ 第2委員会室

付議事項

1 緊急質問の取扱いについて

* 受付日時 平成29年3月7日 9時 分

質疑発言通告書

下記のとおり発言したいので、山陽小野田市議会会議規則第50条第1項の 規定により通告します。

平成 27年 19月7日

山陽小野田市議会議長 様

議員下瀬俊夫

記

議案番号	川口東京主里村大の基本主里で	SEKIZ
	· 黄素研究公案 了3学校/程10	nxtx-
	及小大克莱发车	方额教
9	N'HOKKO.	
質疑の要旨		
		•
·	L	

* 質疑の要旨は、できるだけ詳細に記入してください。



- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。 (質疑の回数)
- 第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

- 第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。
- 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

- 第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。
- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその 議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

- 第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。
- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論 の終結の動議を提出することができる。
- 3 質疑又は討論の終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に 諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

- 第61条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。
- 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

- 第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。
- 2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければな

らない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第63条 質問については、第59条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言の取消 し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂 正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第65条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

- 第66条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。 (不在議員)
- 第67条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。 (条件の禁止)
- 第68条 表決には、条件を付けることができない。

(起立等による表決)

- 第69条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、 起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、議長が起立させる ことが適当でないと認めるときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の 多少を認定して可否の結果を宣告する。
- 2 前項の場合において、議長が起立者若しくは挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

- 第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求が あるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。
- 2 前項の場合において、同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第71条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題